

＜夫婦関係調整（円満）調停を申し立てる方へ＞

1 概要

夫婦関係がうまくいかなかった場合に、元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、夫婦関係がうまくいかなかった原因がどこにあるのか、どうすれば不和を解消できるか等について、調停委員会が必要な助言をしながら、夫婦自身が夫婦関係を改善する方法を考えていくことになります。また、その間の生活費の問題や、未成年の子と離れている親がいる場合には、その親と子との面会交流をどうするか等についても話し合うことができます。

この調停手続は、離婚するかどうか迷っている場合にも利用することができます。離婚することで意見が一致すれば、そのまま離婚の条件についても話し合うことができます。

2 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・1200 円
 - ☐ 連絡用の郵便切手・・・180円×1枚、110円×8枚、50円×5枚、10円×10枚
- 合計1410円分

3 申立てに必要な書類

- ☐ 申立書 3 通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの 3 通を作成してください。
- ☐ 事情説明書 1 通
- ☐ 子についての事情説明書 1 通 *未成年の子がいる場合に提出してください。
- ☐ 送達場所の届出書 1 通
- ☐ 進行に関する照会回答書 1 通
- ☐ 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通
 - 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー 2 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー 2 通全て同様に作成してください。）

- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。
- ・ 家庭裁判所では個人番号（マイナンバー）を必要としません。住民票、源泉徴収票などを提出するときは、マイナンバーの記載がないものを提出してください。やむを得ずマイナンバーが記載された書類を提出する場合には、マイナンバーが記載された部分をマスキング（黒塗り）してからコピーしたものを提出してください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話を妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話を進めていきます。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に子の監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。

